

福 祉 総 室

(東地方福祉事務所)

I 福祉調整課関係業務

1 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当

(1) 特別障害者手当等の給付

特別障害者手当等は、在宅の重度障害者（児）からの申請に基づき支給される。

県が設置する各地方福祉事務所における特別障害者手当等業務は平成25年4月1日から当総室に集約され、当総室において市部を除く県内全町村分の事務処理を行っている。

令和2年度の特別障害者手当申請件数は92件で、うち70件が認定となり、22件が却下となっている。また、障害児福祉手当申請件数は24件で、うち15件が認定となり、9件が却下となっている。

なお、市部については各市が所管しており、当総室が所管する特別障害者手当受給資格者数（令和3年4月1日現在）は下表のとおりである。

特別障害者手当等の受給者数(単位:人)

令和3年4月1日現在

市町村名		特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当	計
東青地域	青森市				
	平内町	11	4	1	16
	今別町	3	0	0	3
	蓬田村	0	1	0	1
	外ヶ浜町	1	0	0	1
中南地域	弘前市				
	黒石市				
	平川市				
	西目屋村	4	1	0	5
	藤崎町	22	4	0	26
	大鱒町	11	3	1	15
	田舎館村	12	4	0	16
	板柳町	33	8	1	42
三八地域	八戸市				
	三戸町	19	4	0	23
	五戸町	75	11	0	86
	田子町	9	3	0	12
	南部町	17	9	0	26
	階上町	26	3	0	29
	新郷村	8	2	0	10
	おいらせ町	24	20	0	44
	西北地域	五所川原市			
つがる市					
鶴田町		16	7	0	23
中泊町		7	0	0	7
鱒ヶ沢町		16	4	0	20
深浦町		6	2	0	8

市町村名		特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当	計
上北地域	十和田市				
	三沢市				
	野辺地町	5	5	0	10
	七戸町	25	8	0	33
	六戸町	7	10	0	17
	横浜町	6	1	0	7
	東北町	25	5	1	31
	六ヶ所村	7	5	0	12
下北地域	むつ市				
	大間町	5	3	0	8
	東通村	0	5	0	5
	風間浦村	2	0	0	2
	佐井村	5	0	0	5
計		407	132	4	543

【参考】

- ① 特別障害者手当（対象者・支給要件）
20歳以上であって、政令で定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とするような在宅の重度の障害者で東青地域県民局長の認定を受けた者
- ② 障害児福祉手当（対象者・支給要件）
20歳未満であって、政令で定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とするような在宅の障害者で東青地域県民局長の認定を受けた者
- ③ 福祉手当
昭和61年の国民年金法一部改正法施行の際、20歳以上の従来の福祉手当受給資格者であって、特別障害者手当等及び障害基礎年金のいずれも支給を受けることができない者

2 特別児童扶養手当等

(1) 特別児童扶養手当の給付

特別児童扶養手当は、精神や身体に障害を有する児童を監護、養育している者からの申請に基づき支給される。

県が設置する各地方福祉事務所における特別児童扶養手当業務は平成 25 年 4 月 1 日から当総室に集約され、当総室において県内全市町村分の事務処理を行っている。令和 2 年度の特別児童扶養手当申請件数は 525 件で、うち 515 件が認定となり、10 件が却下となっている。

なお、県内の市町村別受給資格者数（令和 3 年 4 月 1 日現在）は下表のとおりである。

特別児童扶養手当受給資格者数（令和 3 年 4 月 1 日現在）

単位：人

市町村名		受給資格者数	市町村名		受給資格者数
東青地域	青森市	873	上北地域	十和田市	101
	平内町	15		三沢市	84
	今別町	7		野辺地町	30
	蓬田村	6		七戸町	26
	外ヶ浜町	10		六戸町	31
中南地域	弘前市	516		横浜町	7
	黒石市	102		東北町	41
	平川市	102	六ヶ所村	16	
	西目屋村	5	下北地域	むつ市	239
	藤崎町	53		大間町	17
	大鰐町	16		東通村	22
	田舎館村	24		風間浦村	2
	板柳町	33		佐井村	5
三八地域	八戸市	606	県 計		3,643
	三戸町	18			
	五戸町	38			
	田子町	15			
	南部町	29			
	階上町	34			
	新郷村	2			
	おいらせ町	68			
西北地域	五所川原市	221			
	つがる市	117			
	鶴田町	51			
	中泊町	22			
	鱒ヶ沢町	24			
	深浦町	15			

(2) 児童扶養手当の給付

児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している者等からの申請に基づき支給される。

県が設置する各地方福祉事務所における児童扶養手当業務は平成25年4月1日から当総室に集約され、当総室において市部を除く県内全町村分の事務処理を行っており、令和元年度の児童扶養手当申請件数は301件で、300件が認定、却下が1件となっている。

なお、市部については各市が所管しており、当総室が所管する児童扶養手当受給資格者数（令和3年4月1日現在）は下表のとおりである。

児童扶養手当の受給資格者数（単位：人）

令和3年4月1日現在

市町村名		新法対象者	旧法対象者	計	市町村名		新法対象者	旧法対象者	計
東青地域	青森市				上北地域	十和田市			
	平内町	93	0	93		三沢市			
	今別町	26	0	26		野辺地町	144	0	144
	蓬田村	27	0	27		七戸町	147	0	147
	外ヶ浜町	52	0	52		六戸町	102	0	102
中南地域	弘前市				横浜町	41	0	41	
	黒石市				東北町	175	0	175	
	平川市				六ヶ所村	99	0	99	
	西目屋村	16	0	16	下北地域	むつ市			
	藤崎町	165	0	165		大間町	84	0	84
	大鰐町	85	0	85		東通村	81	0	81
	田舎館村	66	0	66		風間浦村	16	0	16
	板柳町	146	0	146		佐井村	11	0	11
三八地域	八戸市				県計	2,905	0	2,905	
	三戸町	96	0	96					
	五戸町	179	0	179					
	田子町	47	0	47					
	南部町	179	0	179					
	階上町	151	0	151					
	新郷村	12	0	12					
	おいらせ町	282	0	282					
西北地域	五所川原市								
	つがる市								
	鶴田町	118	0	118					
	中泊町	110	0	110					
	鱒ヶ沢町	90	0	90					
	深浦町	65	0	65					

(注) 旧法対象者：児童扶養手当の一部を改正する法律（昭和60年6月7日法律第48号）による改正前の児童扶養手当法第6条の規定による認定を受けている者

3 母子・父子・寡婦福祉

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉の概要

東津軽郡管内の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立助長を図るため、相談事業等を実施し、個々の家庭状況に応じた支援や、母子父子寡婦福祉資金の貸付、母子父子自立支援プログラム策定等事業の実施による就労支援を行っている。

(2) 相談支援等の実施状況

当総室においては母子・父子自立支援員が1名配置され、相談及び総合的な支援等を行っている。

令和2年度の相談件数は2,040件であり、その内訳は経済的支援等が1,755件(86.0%)、児童173件(8.5%)、生活一般111件(5.4%)となっている。生活一般のうち40.5%が就労相談であり、児童扶養手当受給者等に対して収入や生活の安定のために必要な情報提供と就労支援等を行っている。また、母子父子自立支援プログラム策定事業等による総合的かつ継続的な支援により、令和2年度におけるケースに対して接した相談延べ面接回数は2,888件となっている。

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付・償還状況

令和2年度の母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付件数は44件で、貸付総額は24,343,400円となっており、その内訳は、就学支度資金13件、修学資金30件、生活資金1件となっている。

償還状況では、令和2年度現年度分の償還率99.38%、過年度分の償還率は25.72%で、全体の償還率は87.25%となっており、県平均48.11%を39.14ポイント上回っている。

[表] 令和2年度貸付金額 千円、() 内件数

資金名	修学	生活	就学支度	計
母子	17,152(26)	309(1)	3,117(10)	20,578(37)
父子	2,436(4)	0	1,330(3)	3,766(7)
寡婦	0	0	0	0
合計	19,588(30)	309(1)	4,447(13)	24,344(44)

(4) 母子父子自立支援プログラム策定等事業の実施状況

東津軽郡管内の児童扶養手当受給者を対象として、母子父子自立支援プログラム策定等事業が実施されているが、令和2年度は1名の申し込みがあった。

この1名については、青森公共職業安定所との連携(生活保護受給者等就労支援事業)のうえ自立支援プログラムを策定したものの、就労につながらず、支援終了となった。

(5) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業について

母子家庭の母又は父子家庭の父に対して主体的な能力開発を支援するもので、指定講座を終了した場合に給付金を支給することにより生活の負担の軽減を図り、資格取得等を容易にすることを目的とする青森県母子家庭等自立支援給付金事業(自立支援教育訓練給付金事業)を行っているが、令和2年度は東津軽郡管内では対象者がいなかった。

ア 母子・父子自立支援員相談実施状況

① 年度別相談実施状況（延べ件数）

（単位：件）

	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度				
	母子	父子	計	母子	父子	計	母子	父子	計	母子	父子	計		
生活一般														
住 宅	3	0	3	2	0	2	2	0	2	10	0	10		
医療・健康	病気	9	0	9	4	0	4	4	0	4	8	1	9	
	障害	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	
	その他	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	
家庭紛争	夫等の暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	2	0	2	1	0	1	1	0	1	
就 労	求職・転職	164	1	165	67	1	68	35	0	35	17	0	17	
	資格取得・職業訓練	149	3	152	59	3	62	26	1	27	16	2	18	
	職場の悩み	3	0	3	4	0	4	0	0	0	4	0	4	
	その他	1	0	1	1	0	1	2	0	2	6	0	6	
結 婚	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
養育費	6	1	7	2	1	3	18	1	19	17	0	17		
借 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1		
その他	217	32	249	192	32	224	10	0	10	25	1	26		
小 計	554	37	591	334	37	371	99	2	101	106	5	111		
児 童	養 育	保育所入所	3	0	3	0	0	4	0	4	1	0	1	
		虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	13	1	14	10	1	11	24	1	25	13	6	19
	教 育	51	5	56	39	5	44	70	8	78	118	20	138	
	非 行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	就 職	19	0	19	11	0	11	9	0	9	12	1	13	
	その他	19	1	20	15	1	16	28	1	29	2	0	2	
小 計	105	7	112	75	7	82	135	10	145	146	27	173		
経済的支援・生活援護	母子福祉資金	貸付	91	8	99	81	8	89	83	13	96	199	30	229
		償還	1,171	0	1,171	1,127	0	1,127	1,131	8	1,139	1,202	14	1,216
	寡婦福祉資金	貸付	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
		償還	50	0	50	40	0	40	37	0	37	36	0	36
	公的年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	児童扶養手当	31	0	31	29	0	29	33	0	33	29	0	29	
	生活保護	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	1	3	
	税	0	1	1	0	1	1	2	0	2	4	0	4	
	その他	3	3	6	4	3	7	205	28	233	212	26	238	
	小 計	1,348	12	1,360	1,282	12	1,294	1,491	49	1,540	1,684	71	1,755	
その他	売店設置（法第25条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	たばこ販売（法第26条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	母子、父子世帯向公営住宅（法第27条、第31条の8）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	母子、父子福祉施設の利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	母子生活支援施設（児童福祉法第38条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1		
合 計	2,007	56	2,063	1,691	56	1,747	1,725	61	1,786	1,937	103	2,040		

② 市町村別相談実施状況（令和2年度延べ件数）

（単位：件）

			青森市他	平内町	今別町	蓬田村	外ヶ浜町	東郡計	合計
生活一般	住 宅		1	3	0	1	5	9	10
	医療・健康	病気	3	5	0	0	1	6	9
		障害	0	1	0	0	0	1	1
		その他	0	0	0	1	0	1	1
	家庭紛争	夫等の暴力	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	1	1	1
	就 労	求職・転職	1	15	0	0	1	16	17
		資格取得・職業訓練	0	14	0	3	1	18	18
		職場の悩み	1	1	1	1	0	3	4
		その他	4	2	0	0	0	2	6
	結 婚		0	0	0	0	0	0	0
	養育費		0	11	1	0	5	17	17
	借 金		0	0	0	0	1	1	1
	その他		10	10	0	4	2	16	26
小 計		20	62	2	10	17	91	111	
児 童	養 育	保育所入所	0	1	0	0	0	1	1
		虐待	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	10	1	1	7	19	19
	教 育		4	78	9	19	28	134	138
	非 行		0	0	0	0	0	0	0
	就 職		1	7	1	3	1	12	13
	その他		0	1	0	0	1	2	2
	小 計		5	97	11	23	37	168	173
経済的支援・生活保護	母子福祉資金	貸付	8	145	11	26	39	221	229
		償還	528	250	54	297	87	688	1,216
	寡婦福祉資金	貸付	0	0	0	0	0	0	0
		償還	24	0	11	0	1	12	36
	公的年金		0	0	0	0	0	0	0
	児童扶養手当		17	11	0	1	0	12	29
	生活保護		1	1	0	0	1	2	3
	税		0	1	0	0	3	4	4
	その他		3	108	32	34	61	235	238
	小 計		581	516	108	358	192	1,174	1,755
その他	売店設置（法第25条）		0	0	0	0	0	0	0
	たばこ販売（法第26条）		0	0	0	0	0	0	0
	母子、父子世帯向公営住宅（法第27条、第31条の8）		0	0	0	0	0	0	0
	母子、父子福祉施設の利用		0	0	0	0	0	0	0
	母子生活支援施設（児童福祉法第38条）		0	0	0	0	1	1	1
	小 計		0	0	0	0	1	1	1
合 計		606	675	121	391	247	1,434	2,040	

イ 母子寡婦福祉資金年度別償還状況

① 母子福祉資金

(単位:円)

区分		年度	30	元	2
現年度	調定額		9,512,610	10,209,603	11,243,837
	収入済額		9,382,563	10,056,817	11,172,605
	収入未済額		130,047	152,786	71,232
	償還率		98.63%	98.50%	99.37%
過年度	調定額		2,717,612	2,331,381	1,936,253
	収入済額		516,278	547,914	608,185
	不納欠損額		0	0	0
	収入未済額		2,201,334	1,783,467	1,328,068
償還率		19.00%	23.50%	31.41%	
合計	調定額		12,230,222	12,540,984	13,180,090
	収入済額		9,898,841	10,604,731	11,780,790
	不納欠損額		0	0	0
	収入未済額		2,331,381	1,936,253	1,399,300
	償還率		80.94%	84.56%	89.38%
県全体			48.92%	48.33%	48.04%

② 寡婦福祉資金

(単位:円)

区分		年度	30	元	2
現年度	調定額		468,360	332,340	332,340
	収入済額		468,360	332,340	332,340
	収入未済額		0	0	0
	償還率		100.00%	100.00%	100.00%
過年度	調定額		428,319	428,319	428,319
	収入済額		0	0	0
	不納欠損額		0	0	0
	収入未済額		428,319	428,319	428,319
償還率		0.00%	0.00%	0.00%	
合計	調定額		896,679	760,659	760,659
	収入済額		468,360	332,340	332,340
	不納欠損額		0	0	0
	収入未済額		428,319	428,319	428,319
	償還率		52.23%	43.69%	43.69%
県全体			51.43%	51.34%	44.16%

③ 合計

(単位:円)

区分		年度	30	元	2
現年度	調定額		9,980,970	10,541,943	11,576,177
	収入済額		9,850,923	10,389,157	11,504,945
	収入未済額		130,047	152,786	71,232
	償還率		98.70%	98.55%	99.38%
	県全体		90.11%	90.08%	91.28%
過年度	調定額		3,145,931	2,759,700	2,364,572
	収入済額		516,278	547,914	608,185
	不納欠損額		0	0	0
	収入未済額		2,629,653	2,211,786	1,756,387
	償還率		16.41%	19.85%	25.72%
県全体		6.74%	7.01%	7.81%	
合計	調定額		13,126,901	13,301,643	13,940,749
	収入済額		10,367,201	10,937,071	12,113,130
	不納欠損額		0	0	0
	収入未済額		2,759,700	2,364,572	1,827,619
	償還率		78.98%	82.22%	86.89%
県全体			49.03%	48.40%	48.11%

4 配偶者暴力相談支援関係

平成13年10月13日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されたことに伴い、平成14年4月から、婦人相談員1名が配置され、県内8か所に設置されている「配偶者暴力相談支援センター」の一機関として、配偶者からの暴力等に係る各種相談、情報提供等の支援業務を行っている。

令和2年度の相談の受付、処理状況は次のとおりである。

ア 経路別受付状況

	本人 自身	警察 関係	法務 関係	他の 婦人 相談 所	他の 婦人 相談 員	福祉 事務 所	他の 相談 機関	社会 福祉 施設 等	医療 機関	教育 機関	縁故 者・ 知人	その 他	計
新規	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
再来	2	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	5
計	6	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	10

イ 相談手段別受付状況

	来所による相談			巡回・ 出張 相談	電話相談		その他 手紙等	合計
	来所 指示 等	外国 人			夜間 (17時 以降)			
実人員	2	0	0	0	8	0	0	10
相談延べ件数	26	0	0	0	61	0	0	87

ウ 年齢階層別相談者数

18歳 未満	18～ 20歳 未満	20歳 代	30歳 代	40歳 代	50歳 代	60歳 以上	70歳 以上	不明	合計
0	0	0	1	2	1	2	0	4	10

エ 処理状況

処 理 済 実 人 員 (年 度 中)											指 導 延 べ 件 数 (年 度 中)	年 度 末 現 在 未 処 理 人 員		
婦 人 保 護 施 設 に 入 所	就 職 ・ 自 営	結 婚	家 庭 へ 送 還	福 祉 事 務 所 へ 移 送	婦 人 相 談 所 ・ 婦 人 相 談 員 へ 移 送	他 府 県 の 婦 人 相 談 所 ・ 婦 人 相 談 員 へ の 移 送	施 設 へ の 移 送	そ の 他 の 関 係 機 関 ・	助 言 ・ 指 導 の み	そ の 他		計	訪 問 調 査 延 べ 件 数	一 時 保 護
0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10	87	0	0	0